別添２

豊中市立少路小学校　問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会及び大阪府教育庁資料に基づき作成

いじめ・暴力行為・問題行動等を発見したり、本人・保護者・友人等から通報を受けた

初期対応マニュアルを参考にした一貫性のある指導　（□いじめ、◇その他問題行動）

レベルⅠ未満
- ◇ﾙｰﾙを守らない
- ◇挨拶を返さない
- ◇うそをつく
- ◇授業中の私語
- ◇軽微な授業妨害
- ◇借りたものを返さない
- ◇約束を守らない
- ◇掃除をさぼる
- ◇無視
- □ことばによるからかい等

レベルⅠ
- □反抗的・攻撃的な言動
- ◇違反物所持
- □仲間はずれ
- □悪口･陰口、軽度の暴言
- ◇授業妨害

レベルⅡ
- □児童への暴力
- □攻撃的な言動や誹謗中傷行為
- ◇授業をさぼって校内を徘徊

レベルⅢ
- □対教師暴力
- ◇悪質な賭けごと
- ◇授業をさぼって校外を徘徊
- □脅迫・強要行為等
- ◇器物損壊

レベルⅣ
- □傷害行為
- ◇喫煙
- ◇凶器の所持
- ◇建造物損壊

レベルⅤ
- ◇殺人行為
- ◇放火・恐喝・窃盗・強盗行為
- □強制わいせつ
- ◇違法薬物の所持・販売行為
- ◇バイクの無免許運転
- □痴漢行為

レベルⅠ

レベルⅡ～Ⅴ

レベルⅠ未満

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校内委員会の開催　《対応レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》
☆役割分担（児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
☆状況の把握…事実を時系列で整理、記録を取る　☆対応方針の検討と確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

対応レベル①未満
担任・学年が把握し、注意･指導を行うレベル
担任･学年教員で対応し、解決を図る。

対応レベル①
生活指導担当・担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル
担任･学年教員とともに生活指導担当で対応し、解決を図る。

対応レベル②
学校全体で共通理解を図り指導･改善を行うレベル
担任･学年教員とともに、生活指導担当や管理職が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

対応レベル③
警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル
警察･福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかける。

対応レベル④
教育委員会と協議し学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル
教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭･校外で指導する。

対応レベル⑤
学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル
教育委員会が主導で、警察･福祉機関･児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

再発防止に向けて
- 継続的な観察・指導
- 保護者との連携
- 関係機関との連携

指導後の観察

関係機関への支援要請

留 意 事 項

➢問題行動が発生した場合、校内委員会において対応レベルを協議し、対応にあたる。
➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、問題行動レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
➢校長が問題行動をどの対応レベルとして扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応するか協議する。
➢暴力行為等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

それぞれの事案において、問題行動における初期対応マニュアルを参考に、指導の統一を図りつつ、早期対応・解消に努める